

【 麻 酔 】**4 7 1 静脈麻酔（内視鏡検査時）の算定について**

《令和 7 年 2 月 2 8 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い（変更前）

成人における次の診療行為に対する L 001－2 静脈麻酔の算定は、原則として認められない。

- (1) 上部消化管内視鏡検査
- (2) 下部消化管内視鏡検査

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

静脈麻酔とは、静脈注射用麻酔剤（全身麻酔剤のイソゾール、ラボナール、プロポフォール、ケタミン、麻酔用神経遮断剤のドロペリドール）を用いた全身麻酔であり、意識消失を目的とするものである。成人における内視鏡検査時に苦痛・不安軽減目的に通常用いられる薬剤は、抗不安薬であり静脈注射用麻酔剤ではないことから静脈麻酔の算定は適応外となる。また、成人における本検査時に静脈注射用麻酔剤による全身麻酔を行うことは、一般的にその必要性は低いと考える。

以上のことから、成人における上部消化管内視鏡検査、下部消化管内視鏡検査に対する L 001－2 静脈麻酔の算定は、原則として認められないと判断した。

○ 取扱い（変更後）

成人における次の診療行為に対する L 001 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静及び L 007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）の算定は、原則として認められない。

- (1) 上部消化管内視鏡検査
- (2) 下部消化管内視鏡検査

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

静脈麻酔とは、静脈注射用麻酔剤（全身麻酔剤のイソゾール、ラボナール、プロポフォール、ケタミン、麻酔用神経遮断剤のドロペリドール）を用いた全身麻酔であり、意識消失を目的とするものである。成人における内視鏡検査時

に苦痛・不安軽減目的に通常用いられる薬剤は、抗不安薬であり静脈注射用麻酔剤ではないことから静脈麻酔の算定は適応外となる。また、成人における本検査時に静脈注射用麻酔剤による全身麻酔を行うことは、一般的にその必要性は低いと考える。

以上のことから、成人における上部消化管内視鏡検査、下部消化管内視鏡検査に対するL001 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静及びL007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）の算定は、原則として認められないと判断した。